

令和元年6月11日  
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業  
「空港有害鳥類防除業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	国土交通省が管理する空港有害鳥類防除業務
実施期間	平成29年4月1日～令和2年3月31日
受託事業者	新千歳空港：一般財団法人 航空保安協会 函館空港：一般財団法人 航空保安協会
契約金額（税抜）	148,000,000円（単年度当たり：49,333,333円）
入札の状況	1者応札（説明会参加＝9者／予定価内＝1者）
事業の目的	空港及びその周辺における航空機と鳥の衝突を防止するため、定期巡回、威嚇作業及び観察による鳥類の動静把握等を行い、航空機運航の安全を確保する。
選定の経緯	一般競争入札において特定の財団法人による1者応札が継続し、自主選定により平成24年度に基本方針に記載された。平成26年度に仙台空港で市場化テストを開始し、対象空港を拡大していき、平成29年度から新千歳空港及び函館空港において市場化テストを実施することとなった。

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することとする。

2 検討

(1) 評価方法について

国土交通省から提出された平成29年4月から平成31年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
<p>確保されるべき 質の達成状況</p>	<p>以下のとおり、適切に履行されている</p>	
	<p style="text-align: center;">確保されるべき水準</p> <p>1. 信頼性の確保            目標：航空機と鳥の衝突を防止すること。年度毎の鳥衝突率（※）が10.9件を超えないこと            （※）鳥衝突率とは、離着陸1万回あたりの鳥衝突回数をいう。バードパトロール非導入空港における過去5年間の鳥衝突率の平均値を設定</p> <p>2. 作業の安全性にかかる品質の確保            目標：防除業務の不備に起因した以下の事態を発生させないこと。            ・防除業務の不備に起因した航空機の運航に影響を及ぼす事態            ・人の死傷、物件の損傷、火災の発生            ・銃砲刀剣類所持等取締法第23条の2の規定に基づき、警察官に届け出が必要な事態            ・火薬類取締法第46条第1項の規定に基づき、警察官に届け出が必要な事態</p>	<p style="text-align: center;">評価</p> <p>適切に業務が履行され、信頼性の質は確保された。            平成29年度／平成30年度            新千歳空港 : 3.56件／2.32件            函館空港 : 4.28件／4.28件</p> <p>適切に業務が履行され、作業の安全性にかかる質は確保された。            全項目の発生件数            新千歳空港 : 0件            函館空港 : 0件</p>
<p>民間事業者からの改善提案</p>	<p>1. 業務の質についての提案            (1) 「鳥類出現状況速報」を作成し、空港管理者及び航空機運航者へ提供            (2) 銃器使用時のダブルチェック及び安全対策の重要ポイントの再確認            (3) 出現する鳥の状況に応じた草刈り時期の提言及び空港鳥衝突防止連絡協議会への助言等の積極的な関与</p> <p>2. 業務実施方法についての提案            (1) 鳥類に応じた防除対策の実施            (2) 異常時における非番職員の緊急招集体制の整備</p>	

	3. 研修訓練体制についての提案 独自資料の編集及び鳥類研究者による鳥の生態に関する講義の実施
--	--

### (3) 実施経費（税抜）

実施経費は、従前経費と比較して5%（年 266 万円）削減され、一定の効果があつたものと評価できる。

従前経費	52,000,000 円（単年度・2 空港一括契約）
契約額	2 空港合計※：148,000,000 円（単年度当たり：49,333,333 円） 新千歳空港：78,000,000 円（単年度当たり：26,000,000 円） 函館空港：70,000,000 円（単年度当たり：23,333,333 円）
削減額	2,666,667 円
削減率	5%（小数点以下切捨て）

※なお、市場化テスト事業開始前は、新千歳空港及び函館空港を一括の単年度契約としていたことから、従前経費と比較するため、2 空港の契約額を合計し、単年度に換算して比較。

### (4) 競争性改善のための取組

競争性の改善のため、国土交通省が実施した主な取組は、下記のとおりである。

- ①契約単位を 複数空港一括から空港単位へ分割
- ②契約期間を 1年から3年に延長
- ③最低価格落札方式から総合評価落札方式へ変更
- ④入札参加グループによる入札を許容
- ⑤実施要項の明確な記載

業務達成水準、業務実施体制の標準例、研修カリキュラム内容及び期間、過年度事業の実績（作業実員数及び臨時出動数等）の情報開示に積極的に取り組んだ。また監理委員会からの指摘を受け、防除機器の標準例を記載した。

- ⑥準備引継ぎ期間の延長（1 週間程度スケジュールの前倒し）
- ⑦東京・大阪航空局での業務説明会に加え、現地空港における業務説明会を実施
- ⑧説明会に参加したが入札参加しなかった事業者に対するヒアリングを実施
- ⑨入札参加資格のある空港制限区域内の実務者へ広報を実施し、入札参加者の拡大を試みた。

## (5) 業務の特殊性等

本事業の特殊性等について、更なる改善が困難な事情は、下記のとおりである。

### ①業務の特殊性

航空機と鳥類の衝突は重大事故に繋がることから、本事業は航空機と鳥の衝突を防止するため、効果的な防除対策を実施する必要がある。

現在、空港及びその周辺における環境対策と、様々な防除機器の組み合わせによるバードパトロール方式を実施しているが、後者は最も効果的とされている。そしてその防除機器の1つである銃器による防除の有効性については、航空に関する国際的なルールを定める ICAO（国際民間航空機関）が策定した「野生動物対策に関するマニュアル」及び、我が国において鳥類の有識者とともに策定した「鳥衝突防止計画ガイドンス」において、空港内に鳥を飛来させない対策として最も有効な手段の1つであるとされている。このことから、現在の空港有害鳥類防除業務において、銃器を使用した防除対策を実施することは必須である。

### ②必要な資格を有する事業者の状況

銃器を使用して防除業務を行うためには、個々の作業員が「猟銃所持許可」や「狩猟免許」及び「鳥獣捕獲許可」を有する必要があるが、これらの資格を有する人員の数は減少傾向にあり、作業員を確保し、実施体制を整えることは困難である。

### ③業務実施場所の専門性

空港内という特殊な環境下で業務を行うことから、航空機の安全性を確保しつつ業務を行う必要があり、航空機の運航、空港の運用、管制官との連絡調整等に関する知識が必要不可欠であるため、空港の制限区域内での業務の経験を求めている。

### ④社会的状況の変化

空港の制限区域内での業務経験を有している事業者（特に本事業の入札参加が可能と思われる事業者）の多くは、オリンピック・パラリンピック開催により、人材が不足となっていると考えられる。また人件費の高騰からも人材の獲得が難しい状況となっていることから、新規事業への参入に消極的な事業者が多いと考えられる。

業務説明会に参加した事業者に入札参加しなかった理由をヒアリングしたところ、「作業員の確保が困難である」という回答であった。これまで監理委員会の指摘事項を踏まえた競争性改善に向けた取り組みを行ってきたところであるが、航空機が運航している中で銃器を取り扱うという特殊な業務であり、これを満足する作業員の確保が困難であることから、入札において競争性の改善には繋がらなかった。また人材の

獲得が難しい社会的状況において、新たな事業者が新規参入することは難しいと考えられる。

当該事業は、航空機が頻繁に離着陸する環境下で、航空機の安全性を確保しつつ、業務を効果的に実施する必要があり、これ以上の参入拡大のための対応は困難であると考えられる。

#### (6) 評価のまとめ

前記「(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価」記載のとおり、業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成 29 年度、平成 30 年度の 2 か年とも全て目標を達成していると評価できる。また、民間事業者の改善提案についても、最新の「鳥類出現状況速報」を作成し、航空機運営者等へ提供する等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費については、「(3) 実施経費」記載のとおり、5%の削減効果が認められており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

一方、1 者応札が継続しており、競争性に課題が残った。

今までに官民競争入札等監理委員会において 5 回の実施要項審議を受けてきており、「(4) 競争性改善のための取組」記載のとおり、現地空港において業務見学会を実施し、入札参加資格のある民間事業者へ広報活動を行うなど、競争性改善のための取組が十分に講じられてきた。しかしながら「(5) 業務の特殊性等」記載のとおり、航空機が運航している中で銃器を取り扱うという特殊な業務であり、これを満足する作業員の確保が困難であることから、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないものと認められる。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、東京及び大阪航空局総合評価委員会において、事業実施状況のチェックを受けることとされている。

#### (7) 今後の方針

本事業については、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することが困難であるものの、「(6) 評価のまとめ」のとおり、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善は見込めないものと認められる。

以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1. (2) の基準を満たしているものとして、現在実施中の全ての空港において、今期をもって市場化テストを終了することとする。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国土交通省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

なお、国土交通省は、現在事業を実施している全ての空港において、実施要項（第10項「評価に関する事項」）の定めのとおり、事業の評価時期において、事業の実施状況について外部有識者のチェックを受けた上で、実施状況報告を総務省に提出することとする。

また、今後の契約の状況によっては事後調査を行うほか、市場化テストの対象事業として再選定されることもある。

以上

令和元年5月24日

国土交通省

平成29年度民間競争入札実施事業  
空港有害鳥類防除業務の実施状況について

1. 業務の概要

(1) 業務内容

本業務は、空港及びその周辺における航空機と鳥類の衝突を未然に防止し、航空機の運航の安全を確保するため、専従要員を空港に常駐させ、年間を通じて定期的又は臨時に空港内のパトロールを行い、銃器等の防除機器を組み合わせた威嚇作業、観察による鳥類の動静把握等を行うものである。

(2) 業務受注期間

平成29年4月1日 ～ 令和2年3月31日

(3) 受注事業者

新千歳空港 : 一般財団法人 航空保安協会

函館空港 : 一般財団法人 航空保安協会

(4) 受注事業者決定の経緯

有害鳥類防除業務請負における民間競争入札実施要項（以下「実施要項」）に基づいて、2空港それぞれ一般競争入札（総合評価落札方式）により受注事業者を決定した。入札参加者から提出された技術提案書について、実施要項に基づいて国土交通省東京航空局内に設置した総合評価委員会において審査した結果、所定の評価基準を満たしていた。また、入札価格については、予定価格の範囲内であったことから、入札応札者が落札者となった。

(5) 実施状況評価期間

平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

実施要項において定めた本業務の実施に当たり確保すべき質の達成状況は、以下のとおりである。

2. 1. 信頼性の確保

目標：航空機と鳥類の衝突を防止すること。年度毎の鳥衝突率（※1）が10.9件（※2）を超えないこと。

結果：下表のとおり。

	平成 29 年度	平成 30 年度
新千歳空港	3.56 件	2.32 件
函館空港	4.28 件	4.28 件

(※1) 鳥衝突率とは、離着陸 1 万回あたりの鳥衝突回数をいう。

(※2) 目標値は、バードパトロール非導入空港における過去 5 年間の鳥衝突率の平均値を設定。

## 2. 2. 作業の安全性にかかる品質の確保

目標：防除業務の不備に起因した以下の事態を発生させないこと。

- ・防除業務の不備に起因した航空機の運航に影響を及ぼす事態
- ・人の死傷、物件の損傷、火災の発生
- ・銃砲刀剣類所持等取締法第 2 3 条の 2 の規定に基づき、警察官に届け出が必要な事態
- ・火薬類取締法第 4 6 条第 1 項の規定に基づき、警察官に届け出が必要な事態

結果：下表のとおり。

	平成 29 年度	平成 30 年度
新千歳空港	0 件	0 件
函館空港	0 件	0 件

## 2. 3. 評価

各空港において、実施要項に定められた要求水準を満たしており、有害鳥類防除業務が適切に行われていた。

## 3. 業務において確保すべき水準及び実施状況

確保すべき水準：【定期巡回】

指定された防除作業を実施し、航空機と鳥の衝突を未然に防止する環境を確保すること。

【臨時出動】

要請された場合に適切に対応し、早期に防除作業を実施し、航空機と鳥の衝突を未然に防止する環境を確保すること。

結果：実施要項に基づいた定時巡回、臨時出動が適切に履行された。

実施状況は下表のとおり。



## 【定時巡回】

### 新千歳空港

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	120件	124件	120件	155件	155件	150件	155件	150件	124件	124件	112件	124件
平成30年度	120件	124件	120件	155件	155件	150件	155件	150件	124件	124件	112件	124件

### 函館空港

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	120件	124件	120件	124件	124件	120件	124件	120件	124件	124件	112件	124件
平成30年度	120件	124件	120件	124件	124件	120件	124件	120件	124件	124件	112件	124件

## 【臨時出動】

### 新千歳空港

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	0件	0件	0件	1件	1件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	0件
平成30年度	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

### 函館空港

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	0件	0件	1件	1件	1件	3件	1件	2件	1件	1件	1件	1件
平成30年度	2件	0件	0件	1件	0件	1件	1件	0件	1件	1件	1件	0件

## 3. 2. 評価

各空港において、実施要項に定められた要求水準を満たしており、有害鳥類防除業務が適切に行われていた。

## 4. 受託事業者の創意工夫及び改善事項

本事業は、総合評価落札方式により受託事業者から提出された提案に基づいて、以下の項目について改善を図った。

### 4. 1. 業務の質についての提案

#### (1) 定時巡回終了後の「鳥類出現状況速報」の作成

最新の空港内における鳥の出現状況を空港管理者及び航空機運航者へ提供した。

#### (2) 銃器使用時のダブルチェック及び安全対策の重要ポイントの再確認

銃器を使用する際、作業員同士での声出しによる安全確認及び定期的に銃の使用に関する安全対策の重要ポイントの再確認を実施した。

#### (3) 出現する鳥の状況に応じた草刈り時期の提言及び空港鳥衝突防止連絡協議会への積極的な関与

空港内における草地管理は、鳥を寄せつけない環境構築に重要であることから、草刈りを行う

時期について、鳥の出現傾向を踏まえた提言を実施すると共に、空港鳥衝突防止連絡協議会に参加し、必要な助言を行った。

#### 4. 2. 業務実施方法についての提案

##### (1) 鳥類に応じた防除対策

空港により出現する鳥種が異なり、また、鳥種により捕食する餌や行動特性は異なることから、空港毎に問題となる鳥種を把握し、その鳥の特性に応じた防除を実施した。

##### (2) 異常時における非番職員の緊急招集体制の整備

非番職員の緊急招集体制を整備し、異常事態の発生に備えた。

#### 4. 3. 研修訓練体制についての提案

##### (1) 独自資料の編集及び鳥類研究者による鳥の生態に関する講義の実施

業務に対する専門知識を網羅した独自資料を編集すると共に、鳥類研究者による講義を実施することにより、業務実施要員の知識の底上げを実施した。

### 5. 実施経費の状況及び評価

#### 5. 1. 前回契約時との比較

実施経費の比較は、本事業の3箇年契約額を平成29年度から平成31年度までを1箇年に換算し、市場化テスト事業開始前の平成28年度契約額と各年度を税抜き額で比較した。

比較結果は次のとおり。

なお、市場化テスト事業開始前は、新千歳空港、函館空港を一括契約していたことから、各年度における2空港の合計契約額を比較対象としている。

	契約額（税抜）	市場化テスト導入前との比較	
		差額（税抜）	削減率 （小数点以下四捨五入）
平成28年度 （市場化テスト導入前）	52,000,000円	—	—
平成29年度	49,333,333円	▲2,666,667円	5%
平成30年度	49,333,333円	▲2,666,667円	5%
平成31年度	49,333,334円	▲2,666,666円	5%
平成29-31年度	148,000,000円	▲8,000,000円	—

#### 5. 2. 競争入札応札者数

	平成28年度	平成29年度
新千歳空港	1者	1者
函館空港	1者	1者

### 5. 3. 実施経費に対する評価

市場化テスト事業開始直前の平成28年度と比較して、1箇年ベースで2,667(千円)の経費が減じて、5%の削減効果が得られた。3箇年では8,000(千円)の経費削減効果があり、市場化テスト導入による経費削減効果があったことが評価できる。

また、市場化テスト事業導入により、幅広い者の参入を促すために、空港単位での契約としたこと、複数業者で入札参加グループを結成して入札へ参加することを可能としたこと、複数年契約及び契約スケジュールの前倒し等の契約内容の改善を行うとともに、現地空港におけるセミナーを新たに開催したところであるが、1者応札は解消されなかった。

### 6. 競争性改善のための取組

(1) 本事業に関連して、競争性改善のため、国土交通省は以下のとおり取組を実施した。

- ①複数空港を一つの契約としていたところ、各空港単位での契約への変更
- ②入札参加グループによる入札を許容
- ③単年契約から複数年契約(3年)への変更
- ④契約スケジュールの見直し
- ⑤現地空港における業務説明会の実施(平成27年鹿児島空港、平成28年新千歳空港で実施、平成30年から入札対象の全空港で実施。)

(2) 更なる改善が困難な特殊事情

本事業を実施するにあたっては、以下2つの業務の特殊性を有している。

- ①様々な防除機器の組み合わせによる防除が効果的であるところ、銃器による防除が必須であること。
- ②航空機が離発着する空港内という特殊な環境で行われる業務であるため、空港内作業の経験知識が必要であること。

以上のような取組を実施したが、特に銃器を取り扱う人員が減少する中、上記の特殊事情を満足する事業者は限定されており、本事業に従事する事業者数の増加は見込めない。

### 7. 総括

業務の実施状況(達成すべきサービスの質)においては、実施要項で設定した項目はすべて要求水準を満たしている状況であったことから業務の実施状況は良好であったと考えられる。実施経費については、1者応札ではあるものの、複数年契約となったことが経費の節減効果につながったものと思われる。

また、応札者数に関しては、上記6.(1)のとおり新規参入の促進に努めてきたところであるが、航空機が運航している中で銃器を取り扱うという特殊な業務であり、これを満足する作業員の確保が困難であることから入札における競争性の確保には繋がらなかった。

### 8. 今後の方針

当該業務を実施するためには、銃器を使用した防除が必須となる。銃器を使用するために必要な「猟銃所持許可」や「狩猟免許」及び「鳥獣捕獲許可」を所持している(又は取得予定で

ある) 作業員の確保が困難となっている。また、空港内という航空機が頻繁に離着陸する環境下で、航空機の安全性を確保しつつ、業務を効果的に実施する必要があり、空港の制限区域内での業務の経験も併せて求めている。

これまでも「6. 競争性改善のための取組」にて記載したような取り組みを行ってきたところであるが、これ以上の参入拡大のための対応は困難と思慮され、市場化テストの実施だけでは入札の競争性について改善は困難であると考えられることから「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定Ⅱ. 1. (2))の基準に照らし、市場化テストを終了することとしたい。

なお、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなっても、効果があった現行の入札改善策は引き続き実施することとし、これまで官民競争入札等監理委員会において審議されてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、実施状況については第三者委員会である東京航空局総合評価委員会による審議を受ける仕組みを継続するとともに、国土交通省自らが、公共サービスの質の維持向上に資すること並びにコストの削減を図っていくこととしたい。

## 自己チェック資料

令和元年5月24日  
国土交通省航空局交通管制部運用課

民間競争入札実施事業  
「空港有害鳥類防除業務」の自己チェック資料

## ① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

実施要項における競争性改善上のチェックポイントのうち、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）から指摘のあった項目については、全て取り組んでいる。また、契約の性質上明らかに馴染まないものを除き、指摘項目以外についても同様に改善に取り組んでいる。

競争性改善のため、特に重点的に取り組んだ項目は以下のとおり。

- (1) 複数空港を一つの契約としていたところ、各空港単位での契約とした。
- (2) 複数業者で入札参加グループを結成して入札へ参加することを可能とした。
- (3) 単年契約から複数年契約（3年契約）へ変更した。
- (4) 契約スケジュールを前倒しし準備期間を確保する等の契約内容の改善を行った。（従前より1週間程度準備期間を確保できるよう前倒しを行った。）
- (5) 東京航空局及び大阪航空局におけるセミナーの開催に加え、現地空港においても同様のセミナー及び業務見学を新たに実施し、業務内容等の説明を行い、参入拡大を図った。当初は開催を希望する空港にて実施し、平成27年度は鹿児島空港にて実施、平成28年度は新千歳空港にて実施したところ。平成30年度からは入札対象空港全てで実施した。

## ② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

上記対応でも述べたとおり、契約内容の改善を図るとともに、各空港におけるセミナー・現地見学会を開催する等の広報活動を行い、参入拡大を図ってきたところであるが、1者応札の改善には至らなかった。

なお、複数の関係事業者へのヒアリングを実施したところ、「銃器を取り扱うために必要な資格を有する作業員の確保が困難」である旨の回答があった。分析結果は以下のとおりである。

## 1. 業務の特殊性

航空機と鳥類の衝突は重大事故に繋がることから、空港及び空港周辺におけ

る防除対策は重要業務である。

航空機と鳥の衝突防止対策として、空港及びその周辺における環境対策と、様々な防除機器の組み合わせによるバードパトロール方式により防除対策を実施しているところであるが、現在、防除機器の組み合わせによる防除が効果的とされており、航空に関する国際的なルールを定める ICAO（国際民間航空機関）が策定した野生動物対策に関するマニュアル「Airport Service Manual Part3 Wildlife Control and Reduction」において銃器を使用した防除の有効性について述べられ、また、我が国において鳥類の有識者ととも策定した「鳥衝突防止計画ガイダンス」においても、銃器による駆除は空港内に鳥を飛来させない対策として最も有効な手段の1つであるとされている。このことから、現在の空港有害鳥類防除業務において、銃器を使用した防除を実施することは必須である。

## 2. 業務実施場所の専門性

空港内という特殊な環境下で業務を行うことから、航空機の安全性を確保しつつ業務を行う必要がある、航空機の運航、空港の運用、管制官との連絡調整等に関する知識が必要不可欠であるため、空港の制限区域内での業務の経験を求めているところである。

## 3. 必要な資格を有する事業者の状況

銃器を使用して防除業務を行うためには、個々の作業員が「猟銃所持許可」や「狩猟免許」及び「鳥獣捕獲許可」を有する必要があるが、これらの資格を有する人員の数は減少傾向にある。

## 4. 社会的状況の変化

空港の制限区域内での業務経験を有している事業者（特に本事業の入札参加が可能と思われる事業者）の多くは、オリンピック・パラリンピック開催により、人材が不足となっていると考えられる。また人件費の高騰からも人材の獲得が難しい状況となっていることから、新規参入に消極的な事業者が多いと考えられる。

これまで監理委員会の指摘事項を踏まえた競争性改善に向けた取り組みを行ってきたところであるが、航空機が運航している中で銃器を取り扱うという特殊な業務であり、これを満足する作業員の確保が困難であることから、入札において競争性の改善には繋がらなかった。また人材獲得が難しい現代において、新たな事業者が新規参入することは難しい。

当該事業は、航空機が頻繁に離着陸する環境下で、航空機の安全性を確保しつつ、業務を効果的に実施する必要があり、これ以上の参入拡大のための対応は困難であると考えられる。